



(組合員の責任)

**第九条** 無限責任組合員が数人あるときは、各無

限責任組合員は組合の債務について連帶して責

任を負う。

2 有限責任組合員は、その出資の額を限度と

して組合の債務を弁済する責任を負う。

3 有限責任組合員に組合の業務を執行する権限

を有する組合員であると誤認させるような行為

があつた場合には、前項の規定にかかわらず、組合

が該有限責任組合員は、その誤認に基づき組合

と取引をした者に対し無限責任組合員と同一の

責任を負う。

(財産分配の制限)

**第十一条** 組合財産は、貸借対照表上の純資産額を

超えて、これを分配することができない。

2 有限責任組合員は、前項の規定に反して分配

を受けた場合は、当該分配を受けた金額の範囲

内において、組合の債務を弁済する責任を負

う。ただし、有限責任組合員が当該分配を受け

た時から五年を経過したときは、この限りでな

い。

**第三章 組合員の脱退**

(任意脱退)

**第十二条** 各組合員は、やむを得ない場合を除い

て、組合を脱退することができない。

(非任意脱退)

**第十三条** 前条に規定する場合のほか、組合員

は、次の事由によつて脱退する。

一 死亡

二 破産手続開始の決定

三 後見開始の審判を受けたこと。

四 除名

**第四章 組合の解散及び清算**

(解散の事由)

**第十四条** 組合は、次の事由によつて解散する。

ただし、第二号に掲げる事由による場合にあつ

ては、その事由が生じた日から二週間以内であ

つて解散の登記をする日までに、残存する組合

員の一一致によつて新たに無限責任組合員又は有

限責任組合員を加入させたときは、この限りで

ない。

一 目的たる事業の成功又はその成功の不能

二 無限責任組合員又は有限責任組合員の全員

の脱退

三 存続期間の満了

四 組合契約で前三号に掲げる事由以外の解散

の事由を定めたときは、その事由の発生

(清算人の業務執行方法)

**第十五条** 清算人が数人あるときは、第七条第一項及び第三項の規定を準用する。

**第五章 民法の準用**

(民法の準用)

**第十六条** 組合については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七條の二から第六百六十九條まで(他の組合員の債務不履行、組合員の一人についての意思表示の無効等、組合財産の共有及び金銭出資の不履行の責任)、第

六百七十一條から第六百七十四條まで(委任の規定の準用、業務執行組合員の辞任及び解任、組合員の組合の業務及び財産状況に関する検査並びに組合員の損益分配の割合)、第六百七十

五條第一項(組合の債権者の権利の行使)、第六百七十六條から第六百七十七条の二まで(組合員の持分の処分及び組合財産の分割、組合財産に対する組合員の債権者の権利の行使の禁止並びに組合員の加入)、第六百八十九條から第六百八十一條まで(組合員の除名、脱退した組合員の責任等及び脱退した組合員の持分の払戻し)、第六百八十三條(組合の解散の請求)、第六百八十四条(組合契約の解除の効力)、第六百八十七條(組合員である清算人の辞任及び解任)及び第六百八十八條(清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法)の規定を準用する。

(清算人の登記)

**第十七条** 組合契約が効力を生じたときは、二週間以内に、組合の主たる事務所の所在地において、次の事項を登記しなければならない。

一 第三条第三項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項

二 無限責任組合員の氏名又は名称及び住所

三 組合の事務所の所在場所

四 組合契約で第十三条第一号から第三号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由

る事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

**第十九条** 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第十七条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(業務執行停止の仮処分等の登記)

**第二十条** 無限責任組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

**第二十二条** 第十三条の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

**第二十三条** 無限責任組合員が清算人となつたときは、解散の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算人の氏名又は名稱及び住所を登記しなければならない。

(清算人の登記)

**第二十四条** 削除

(管轄登記所及び登記簿)

**第二十五条** 組合契約の登記に関する事務は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらのお張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、投資事業有限責任組合契約登記簿を備える。

(登記の申請)

**第二十六条** 第十七条から第十九条までの規定による登記は無限責任組合員の申請によつて、第

二十二条から第二十三条までの規定による登記は清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請をする無限責任組合員又は清算人が法人であるときは、申請書に当該法人の代表者の資格を証する書面を添付しなければならない。

(組合契約の効力の発生の登記の添付書面)

**第二十七条** 組合契約の効力の発生の登記の申請書には、組合契約書を添付しなければならぬ。

書には、組合契約書を添付しなければならぬ。

(変更の登記の添付書面)

**第二十八条** 第十七条各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(清算人の登記の添付書面)

**第二十九条** 解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(清算人の登記の添付書面)

**第三十条** 総組合員の過半数をもつて選任した清算人の登記の申請書には、総組合員の過半数の一致があつたことを証する書面及びその者が受任したことを証する書面を添付しなければならない。

(清算人の登記の添付書面)

**第三十二条** 総組合員の過半数をもつて選任した清算人の登記の申請書には、清算人の登記の変更の登記の添付書面には、清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(清算人の登記の変更の登記の添付書面)

**第三十三条** 清算人の氏名又は名称及び住所の申請書には、清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(清算人の登記の変更の登記の添付書面)

**第三十四条** 清算結了の登記の申請書には、組合の登記の申請書には、組合財産の処分が完了したこととを証する組合員が作成した書面を添付しなければならない。

(商業登記法等の準用)

**第三十五条** 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十一条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条(登記簿等及び登記手続の通則)、第二十七条(同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項(株式会社の登記)、第一百三十二条から第一百三十七条まで及び第一百三十九条から第一百四十八条まで(登記の





法第二十四条第一項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第八十五条中漁船損害等補償法第八十三条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法（一）とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法（二）とあるのは「漁船登記法（一）と「商業登記法（二）とあるのは「漁船登記法（二）と損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第八十三条において準用する商業登記法（二）と登記法第一百四十五条」とを加える部分に限る。）、第八十六条の規定、第九十三条中中小企業等協同組合法第一百三条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。）、第九十七条、第九十九条及び第一百一条の規定、第二百二条中技術研究組合法第一百六十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第二百三条第三項の規定、第二百七条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三条规定（「第十九条の二」の下に「第十九条の三」第二十二条の三、第二十二条」を加える部分に限る。）、第二百八条の規定、第二百十一条中有限責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定（「第十九条の二」の下に「第十九条の二」第二十二条の三、第二十二条」を加える部分に限る。）並びに第二百十二条の規定、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日定（「第十九条の二」の下に「第十九条の二」第二十二条の三、第二十二条」を加える部分に限る。）、第三条中外国法人の登記及び大財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定（並びに第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「本店の所在地における」を削る

部分に限る。)並びに同法第九十五条、第一百五十五条第一項の改正規定(「以下この条」の下に「及び第一百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。)同法第一百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第一百一十八条第二項の表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五条第一項の改正規定(「まで」の下に「五百九十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。)同条第二項の表第百五十九条第一項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十一條中会社更生法第二百六十一条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定(從たる事務所の所在地における登記(第三百十二条第一項第三百四十四条)を「削除」に改める部分に限る)、同法第四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第三百第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百五十五条及び第三百二十九条の改正規定、同法第三百三十三条の改正規定(第四十九条から第五十二条まで)を「第五十一条、第五十二条」に、「及び第一百三十二条」を、「第三百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に改め、「一支店」とあるのは「從たる事務所」とを削る部分に限る。)並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定(第十七条から)を削る部分に限る。)第十八条の規定(「第三項を除く。」)を削る部分に限る。)第十八条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)第二十二条及び第二十三条规定の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定(「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、読み替える」を「同法第一百四十六条の二中商業登記法」とあるのは「金融商品取引法

改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条の四第十四条中信用金庫法の目次の改正規定（第四十八条の八）を「第四十八条の十三」に改める部分に限る）、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八百一十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第一項の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、同法第六十五条の四第十四条第一項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第三号及び第四号を除く）、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百四十四条、第三百八十八条第四項、第三百二十五条の三第一項第五号を除く）、中）に規定、同法第四十九条第一項及び第三百二十四条、第三百八十八条第四項、第三百二十五条の三第一項第五号を除く）中）に規定、「とあり、及び取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、「株主」とあるのは「総代」と、これらの中」を加え、「これらの規定（同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。）中」に規定、「とあり、及び取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、「株主」とあるのは「総代」と、次項本文及び次条から第三百一条まで」とあるのは「次条及び第四号を除く。」中「前条第四項」とあるのは「第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百十四条並びに第三百八十八条第四項を除く。」中「株主」とあるのは「総代」と、「各号を除く。」及び第四項中「各号を除く。」とあるのは「次条及び第三百十条第一項中「議決権行使書面」に」とあるのは「議決権行使書面」に「第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「第三百十三条」とあるのは「相互会社」と、「第三百十三条第一項及び第三百十二条第五項」を「第三百十三条第一項中「議決権行使書面」に」とあるのは「議決権行使書面」に「第三项に規定する議決権行使書面をいう。以下

同じ。)に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同を削る部分を除く。)、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(「、第四十八条」を「、第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「を「登記」」に、「第一百四十八条」を「第一百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに第百三十九条から第百四十八条まで(「に改める部分及び「第四十八条から第十五条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事業所」と、「支店」とあるのは「従たる事業所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第四十五条第一項中「会社第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第二四項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法(「とあるのは「保険業法(平成七年法律第二五五号)第六十七条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第二四項」と、同法第一百四十五条第一項並びに第九十六条の十四第一項中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。)、同法第八十四条第一項及び第二項の改正規定、同法第一百七十二条第一項及び第二項の改正規定(「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定定、同法第二百十六条の改正規定(「、第二十一条第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。)並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に「一号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に「一号を加える改

正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第百八十三条第一項の改正規定（「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「」、第二十二条から第二十七條まで「」に改める部分、「同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十一条第二項若しくは第三十一條第二項に規定する商業登記法」）とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百八十三条第一項において準用する商業登記法第二百四十五条」と「商業登記法第二百四十五条」を削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」と「」の下に「、同法第二百四十六条の二中」と「、商業登記法第二百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百八十三条第一項において準用する商業登記法第二百四十五条」と「加える部分を除く。」及び同法第三百六十二条第一項第十七号の次に「一号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金第一項において受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定（「第三項を除く。」）を削る部分に限る。」、「第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二条の改正規定（「、同法第九百三十七条を除く。」）を削る部分を除く。」、「第五十六条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と「」を削る部分に限る。」、「同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）」、「第六十九条中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定、第五十八条及び第六十六条の規定、第六十七条の規定（前号に掲げる部分を除く。）」、「第七十一条中農村負債整理組合法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十二条の三」を「第五十三条第一項の三」に改める部分を除く。」、「第七十二条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）」、「第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次

規定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第三百三十二条」を「、第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「を削る部分に限る。」、第七百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第七百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

**第六条** （政令への委任）  
前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## 附 則（令和六年六月七月法律第四五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業競争力強化法第七百七条第一項並びに第百十条第二項及び第三項の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日

二 第一条中産業競争力強化法第十七条の四第一項の改正規定（「又は」を「若しくは」に改め、「類似するもの」の下に「又は外国法人のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四条に規定する暗号資産をいう。）」を加える部分に限る。）及び第二条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分を除く。）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

**第二条** 政府は、この法律の施行後三年を目途とし、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

**第五条** この法律の施行前にした行為並びに附則第三条第二項及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に入した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。